

人事行政の運営等の状況をお知らせします

■地方公務員法に基づき、鶴居村職員の職員数や給与、勤務時間、勤務条件等、人事行政の運営等の状況を公表します。

②人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

歳出額(A)	4,546,368千円
人件費(B)	566,733千円
人件費率(B/A)	12.5%

③一般行政職の級別職員数（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	構成比(1年前)
1級	主事補	9人	19.6%	25.0%
2級	主事	6人	13.0%	11.4%
3級	係長・主査	5人	10.8%	4.5%
4級	係長・主査	9人	19.6%	22.7%
5級	課長補佐	9人	19.6%	20.5%
6級	課長	8人	17.4%	15.9%
合計		46人	100.0%	100.0%

④一般行政職の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

高校卒	短大卒	大学卒
140,100円	152,800円	172,200円

⑤職員の平均給料月額等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	302,600円	39.6歳

⑥期末・勤勉手当の支給率（平成26年4月1日現在）

支給月	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
加算割合	課長 15% 課長補佐 10% 係長 5%	

⑦退職手当の支給率（平成26年4月1日現在）

支給率	自己都合	定年・勲奨
勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①新規採用の状況（平成25年度）

高校卒	短大卒	大学卒	計
1人	1人	3人	5人

②退職者の状況（平成25年度）

定年退職	勲奨退職	普通退職	計
0人	0人	0人	0人

③部門別職員数の状況（各年4月1日）

区分	職員数		増減	
	平成25年度	平成26年度		
一般行政	議会	2	2	0
	総務	13	15	2
	税務	3	3	0
	民生	7	6	-1
	衛生	8	8	0
	農林水産	6	6	0
	商工	1	2	1
	土木	5	5	0
	小計	45	47	2
教育部門	7	7	0	
公営企業等会計部門	水道	1	1	0
	下水道	1	1	0
	その他	3	3	0
	小計	5	5	0
合計	57	59	2	

※村長、副村長を除き、教育長は含む

2. 職員給与の状況

①職員給与費（平成25年度普通会計決算）

職員数(A)	51人	
職員給与費	給料	179,769千円
	諸手当	35,883千円
	期末手当	63,644千円
	計(B)	279,296千円
1人当たりの給与費(B/A)		5,476千円

5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①職員の研修の状況（平成25年度）

研 修 名	修了者数
鶴居村職員研修（接遇研修）	13人
新規採用職員基礎研修	5人
釧路地区法務基礎研修	1人
釧路地区法務応用研修	2人
市町村職員外国派遣研修	1人
メンタルヘルス研修	1人
オータムフェスト派遣研修	1人

②職員の勤務成績の評定の状況

平成25年度現在、実施しておりません。

6. 職員の福利及び利益の保護の状況

①職員の健康診断実施状況（平成25年度）

区 分	対 象 者	受診者数
総合健診	30歳代隔年・40歳以上の職員	37人
事業主健診	総合健診対象者以外の職員	18人

②職員の公務災害補償の状況（平成25年度）

加 入 団 体	災 害 件 数
地方公務員災害補償基金北海道支部	公務災害 0件
	通勤災害 0件

③公平委員会に係る業務の状況（平成25年度）

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件
苦 情 処 理	0件

◆問合せ先／役場総務課総務係（☎64-2111）

⑧特別職の給料・報酬等（平成26年4月1日現在）

区 分	月 額	期末手当
給 料	村 長 734,000円	6月期 1.85月分
	副村長 623,000円	12月期 2.00月分
	教育長 574,000円	計 3.85月分
報 酬	議 長 307,000円	6月期 1.85月分
	副議長 246,000円	12月期 2.00月分
	議 員 193,000円	計 3.85月分

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の状況

勤 務 時 間	午前8時30分～午後5時15分
休 憩 時 間	12時～13時
1週間の勤務時間	38時間45分
週 休 日	土・日曜日

②休暇の種類

年次有給休暇	1年度に20日とし、20日を限度として翌年度に繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合
組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

③年次有給休暇の取得状況（平成25年度）

総 付 与 日 数	1,532日
総 取 得 日 数	407日
対 象 職 員 数	41人
平 均 取 得 日 数	9.9日
消 化 率	26.6%

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

分限処分			懲戒処分			
降任	免職	休職	戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人